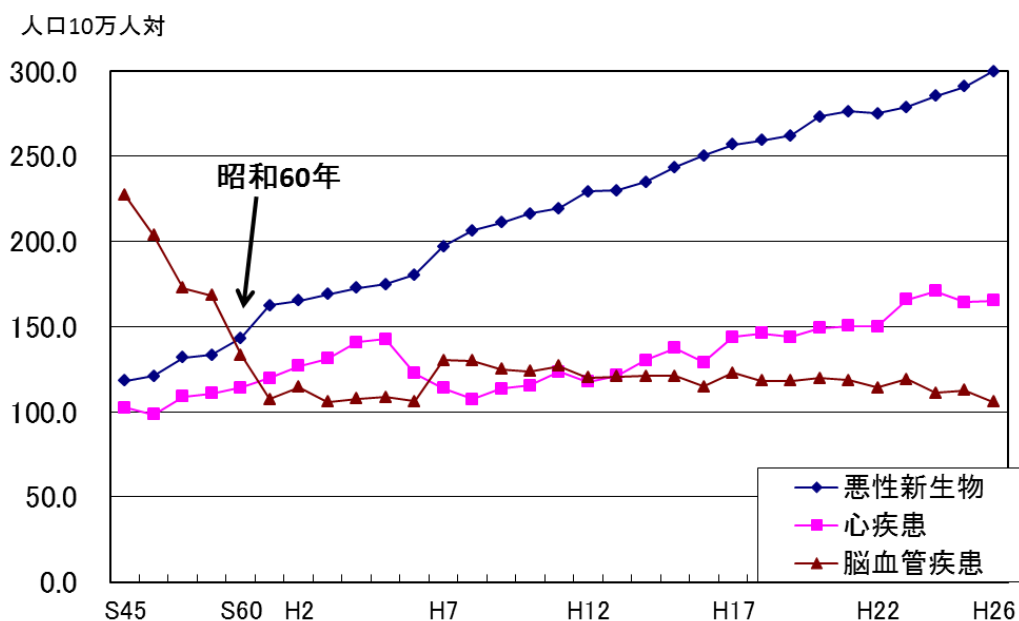


# 1 本県におけるがんの現状及びがん対策について

## (1) 本県のがんの現状

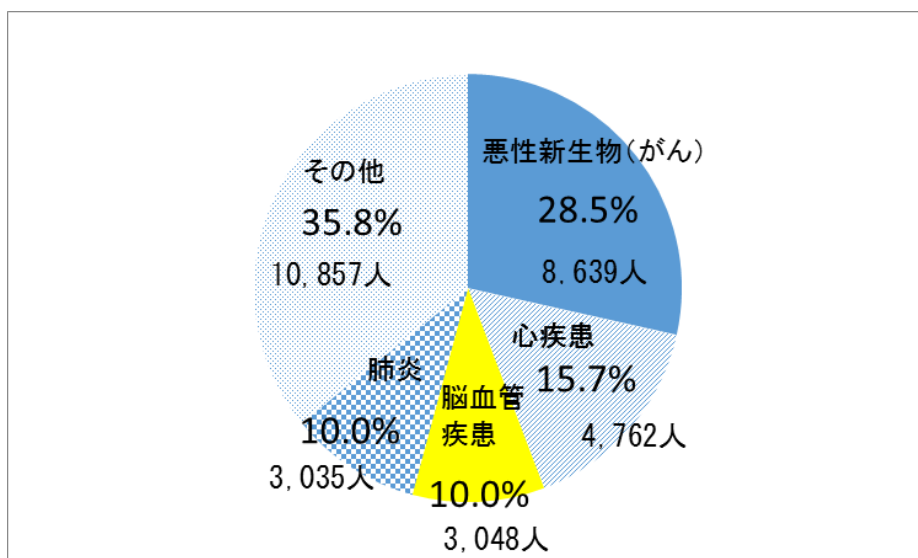
- がんは、昭和 60 年から死因の第 1 位  
(全国では、昭和 56 年から死因の第 1 位を占めている。)
- がんによる死亡者数 : 8,639 人 (男性 5,237 人, 女性 3,402 人)
- 死亡総数に占める割合 : 28.5%

【図 1】 死因別死亡率の推移 (茨城県)



厚生労働省人口動態統計調査 (S45~H26)

【図 2】 本県の主な死因割合



厚生労働省人口動態統計調査 (H26)

○がんの部位別死亡者数順位（多い順）

男性 (死亡者数5,237人)	順位	女性 (死亡者数3,402人)
肺	第1位	大腸
胃	第2位	胃
大腸	第3位	肺
肝	第4位	膵
膵	第5位	乳房

出典：茨城県人口動態統計（平成26年）

○がんの部位別罹患件数（多い順）

男性 (罹患件数10,195例)	順位	女性 (罹患件数6,921例)
胃	第1位	乳房
肺	第2位	大腸
前立腺	第3位	胃
大腸	第4位	肺
肝	第5位	子宮

出典：茨城県地域がん登録事業による実測値（平成23年）

○がんによる75歳未満年齢調整死亡率の推移

※ 75歳未満年齢調整死亡率について

年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように、また、高齢化の影響を除去するため、75歳以上の者を除き、年齢構成を調整した死亡率

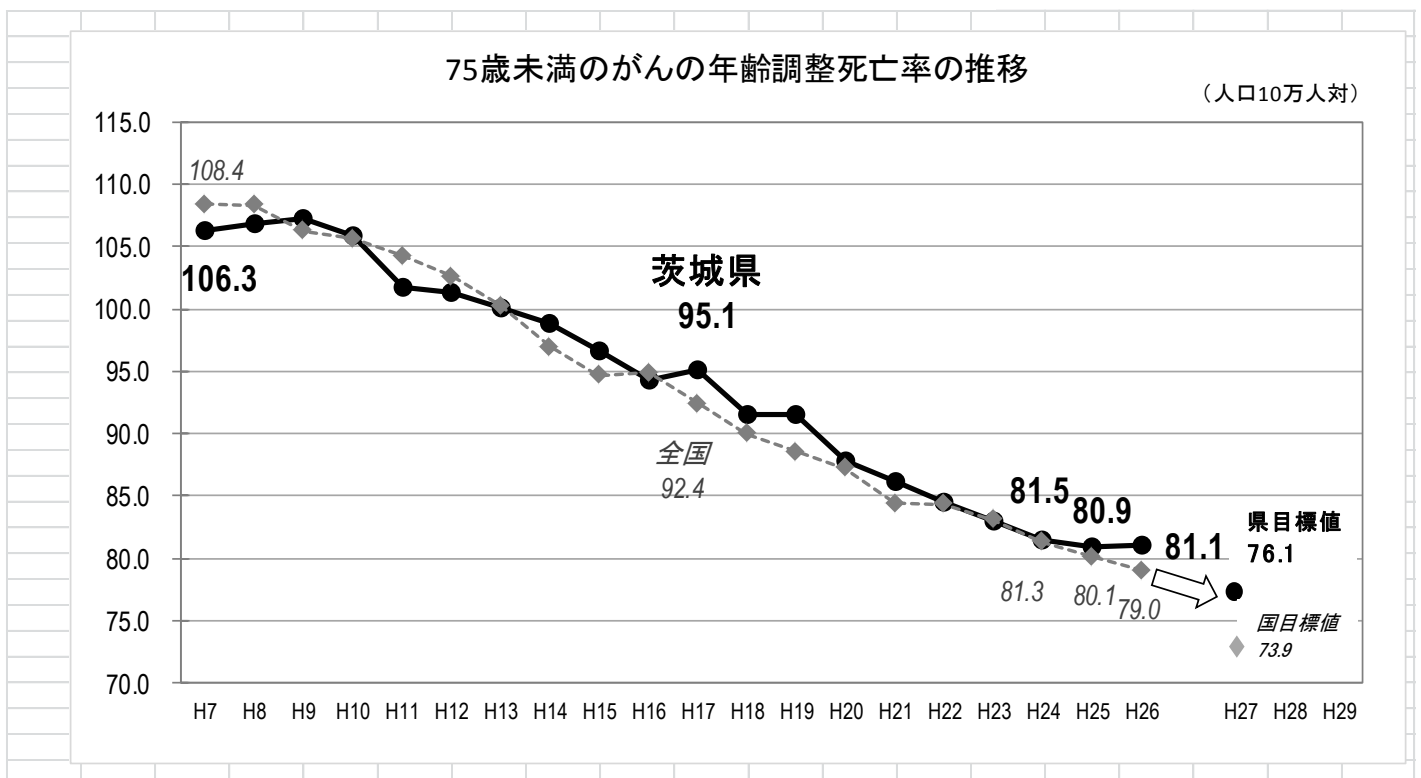
(単位：人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
全国	84.4	84.3	83.1	81.3	80.1	79.0
茨城県	86.2	84.5	83.0	81.5	80.9	81.1
全国順位	36位	29位	31位	28位	34位	37位

※ 上記の順位とは、75歳未満年齢調整死亡率が低い順に並べた場合の順位である。

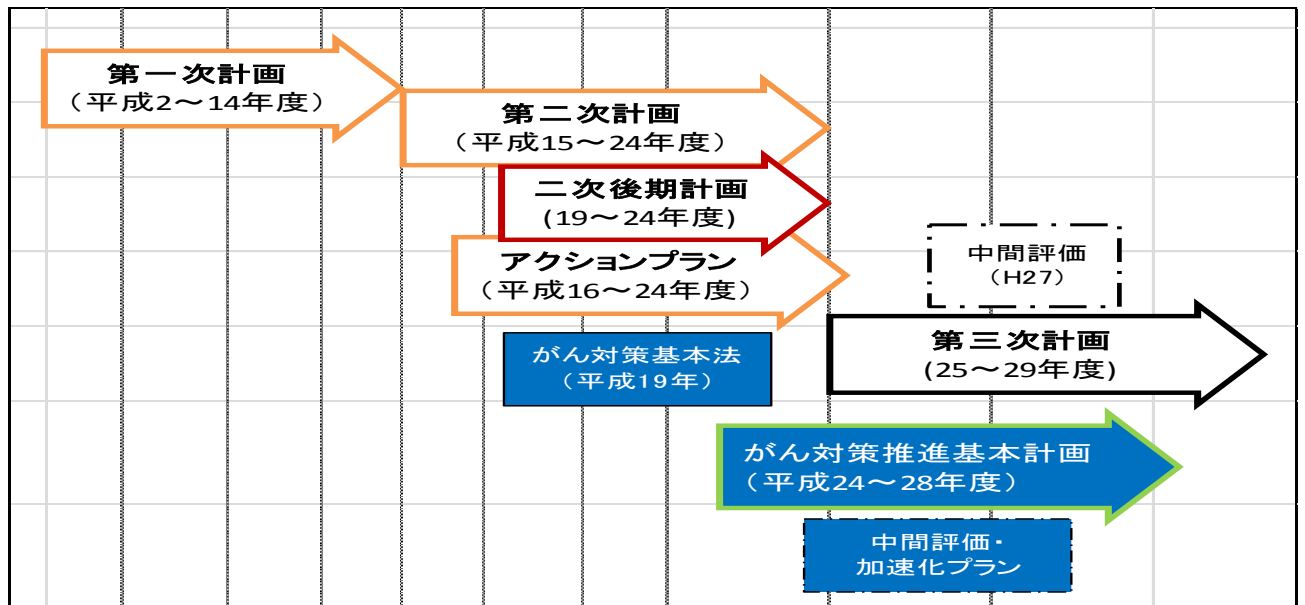
※ (独) 国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報サービスホームページから抜粋

【図3】75歳未満のがんの年齢調整死亡率の推移



## (2) 茨城県総合がん対策推進計画とがん対策の推進について

- 本県では、がん対策基本法が施行される以前より、がん計画を策定し、総合的ながん対策を推進してきた。
- 現在は、「第三次計画」（計画期間：平成25～29年度）に基づき、がん予防や検診の推進，がん医療提供体制の充実，がん患者や家族に対する支援などの取組を推進することにより，がん対策の充実を図ることとしている。



### 茨城県総合がん対策推進計画-第三次計画- (計画期間：平成25～29年度)

#### スローガン

がんを知り がんと向き合う  
～教育と生活に根ざしたがんへの取り組み～

#### 重点課題

- がん教育の推進
- 生活支援体制の整備

#### 全体目標

- がんによる死亡率の減少  
(75歳未満のがんの年齢調整死亡率の20%減少)
- がん患者及び家族の不安・苦痛の軽減及び生活の質の維持・向上
- がんになっても安心して暮らせる社会の構築

#### 施策の柱

- がん教育とがん予防
- がん検診と精度管理
- がん医療提供体制と生活支援
- がん登録とがん研究

#### 分野別の主な施策

- がん教育とがん予防
  - ・ がんに関する正しい知識の普及
  - ・ がん予防の推進
- がん検診と精度管理
  - ・ がん検診受診率の向上
  - ・ がん検診の精度向上
- がん医療提供体制と生活支援
  - ・ がん医療連携体制の構築
  - ・ 手術療法・放射線療法・化学療法の推進
  - ・ 在宅・施設緩和ケアの推進
  - ・ 生活者の視点に立った相談支援体制の整備
- がん登録とがん研究
  - ・ がん登録事業の推進，臨床研究の推進

### (3)「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」 について

#### ① 目的

がん対策基本法の趣旨にのっとり、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、県民、保健医療福祉関係者、事業者及び教育関係者の役割を明らかにし、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がんによる死亡者数を減少させ、がん患者及びその家族を支援するとともに、全ての県民ががんに罹患した後も尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる社会を実現すること。

#### ② 県の責務と県民等の役割

- 県：がん対策に関する総合的な施策の策定、実施等
- 市町村：がん予防、がん検診の実施と検診受診率向上のための施策推進等
- 県民：がん予防への注意、積極的かつ定期的ながん検診の受診
- 保健医療福祉関係者：がんの予防や早期発見の推進、質の高いがん医療の提供等
- 事業者：従業員に対するがん検診の受診促進、検診をうけやすい環境整備  
がんになった従業員が働きながら治療や看護できる環境の整備
- 教育関係者：児童生徒に対するがんに関する正しい知識の教育等

#### ③ 基本的施策

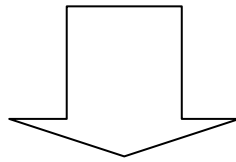
- がん予防の推進：がんに関する正しい知識の普及啓発、がん教育の推進等
- がん検診の推進：がん検診受診率50%の設定、がん検診推進強化月間の設定等
- がん医療の充実：高度ながん医療の推進、在宅医療の推進等
- がん患者と家族に対する支援：患者の心身機能維持回復の場の提供、就労支援等

#### ④ 施行日

公布の日（平成27年12月18日）。ただし、一部の規定は、平成28年1月1日。

## 条例におけるがん検診に関する主な規定

- 市町村の役割（第4条）
  - ・がん検診の実施，がん検診の受診率を向上させるための施策の推進
- 事業者の役割（第7条）
  - ・従業員に対する積極的ながん検診の受診奨励や検診を受けやすい環境の整備
- がん検診の推進のための施策（第13条）
  - ・がん検診と検診結果に基づく受診の重要性の啓発，がん検診の受診奨励等を行う者の育成，活動支援，がん検診を受けやすい環境整備促進，がん検診の精度管理の推進
- がん検診受診率目標「50%」の設定（第14条）
- がん検診推進強化月間の設定（第15条）
- 県，市町村その他関係者によるがん検診推進のための協議の場の設置（第16条）



がん検診の受診率の向上やその他がん検診の推進に関し必要な施策について協議するため，条例第16条の規定に基づき「茨城県がん検診推進協議会」を設置する。

(所管事項)

- がん検診の受診率の向上に関する事
- がん検診の精密検査受診率の向上に関する事
- がん検診の推進に係る委員相互の連携に関する事
- その他がん検診の推進に関する事